

B0I (タイ国投資委員会) 新投資奨励政策の概要 (2015年～) ②



前回に引き続き、2015年1月より開始されているB0I (タイ国投資委員会) の新投資奨励政策の概要を報告します。

まずは、2015年3月20日付のタイ時事通信において、新制度に変更後の状況が発表されていますので、詳細を報告します。

<2015年1月～2月の申請状況>

- ◆投資申請件数：67件
- ◆投資総額：約133億バーツ(約480億円)

前年同期に比べ件数、金額とも大幅に減少していますが、これは新投資奨励に沿って申請されたためです。ソフトウェア開発、代替エネルギー、国際統括本部 (I HQ)、国際貿易会社 (I T C)、農産品加工などが含まれています。

ここからは、前回のレポートに引き続き、主な変更点となります。

□ 特別経済開発区

前回報告した20県の対象以外に、通常の投資恩典に加えて、法人税を3年間免除となる特別経済開発区が設定されています。

対象地域：

・タイ北部：ターク県（タイ・ミャンマー国境地区）

メーソード郡の8町 / ポップラ郡の3町 / ラマート郡の3町

・タイ東北部：

ムクダハーン県（タイ・ラオス国境地区）

ムクダハーン郡の5町 / ワーンヤイ郡の4町 / ドーンターン郡の2町

・タイ東部：

サケオ県（タイ・カンボジア国境地区）

アランヤプラテート郡の3町 / ワッタナーナコーン郡の1町

・タイ南東：

トラート県（タイ・カンボジア国境地区）

クロンヤイ郡の3町

・タイ南部：

ソクラ県（タイ・マレーシア国境地区）

サダオ郡の4町

□ 中古機械について

旧制度でも BOI（タイ国投資委員会）に関連する中古機械の使用については、制限がありました。今回の新制度では以下のように変更されています。

・製造日から輸入日までの期間が 5 年以内の機械については、プロジェクトでの使用を認める。なお、法人税免除の対象となる投資金額への算入が可能であるが、輸入税の免税はできない。

・プレス機については、製造日から輸入日までの期間が 5 年以上であっても、10 年以内であれば、プロジェクトでの使用を認める。なお、法人税免除の対象となる投資金額への算入が可能であるが、輸入税の免税はできない。

・金型や海運・空運事業などの場合には、製造日から輸入日までの期間が 10 年以上経過した機械であっても、プロジェクトでの使用を認める。なお、法人税免除の対象となる投資金額への算入が可能であり、輸入税の免税も可能である。

次回も引き続き、主な変更点を報告します。

<これまでの岡山県タイビジネスサポートデスクレポートは、[こちら](#)から>

【岡山県タイビジネスサポートデスク】

<<日本国内デスク ([株式会社アークビジネスサーチ](#)内) >>

【所在地】：東京都千代田区神田小川町 1-11-8 大竹ビル7階

【担当者】：志賀 敦（しが あつし）

<<タイ/バンコク現地デスク ([ARK ENTERPRISE CO., LTD.](#)内) >>

【所在地】：138 Boonmitr Bldg., 3rd Floor, Rm.A2, Silom Rd., Suriyawong, Bangrak
Bangkok, 10500 Thailand

【担当者】：福田 淳（ふくだ じゅん）

※「岡山県タイビジネスサポートデスク」では、岡山県内に事業所を有する企業や経済団体等のタイでの事業展開を支援しています（岡山県からの委託業務）。ご利用にあたっては、[「岡山県タイビジネスサポートデスク」利用の手引き](#)をご覧ください。また、[岡山県産業企画課マーケティング推進室](#) (086-226-7365) までご相談ください。

※本レポートは岡山県内企業のタイでの事業展開の一助とするため作成されたものであり、サポート対象に該当しない個別のお問い合わせには対応しておりません。